

## ⑧ ひとり親家庭のために



### 児童扶養手当

問合せ

こどもを守る課  
800-7051

ひとり親家庭の母又は父などが、18歳に達した最初の3月31日までの児童（児童に障害がある場合は20歳未満の児童）を養育している場合に支給されます。

支給額	1人目【全部支給】月額48,050円【一部支給】月額48,040～11,340円 2人目以降の加算額【全部支給】月額11,350円【一部支給】月額11,340～5,680円 ※支給額等は物価スライド制の適用により改定される場合があります。 ※所得制限あり
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月
手続き	事前相談が必要です。

### ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

問合せ

大阪府  
母子・父子福祉センター  
06-6748-0263

ひとり親家庭等に対して職業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスの提供を実施します。

相談日時	月～土曜日 10:00～16:00(祝日・年末年始を除く) 養育費相談は 10:00～15:00
相談料	無料(要予約)

### 養育費等公正証書作成促進補助金

問合せ

こどもを守る課  
800-7051

ひとり親家庭の母・父で、養育費や面会交流の取り決めに公正証書化（家庭裁判所の調停等を含む）するのに支払った費用を補助します。

対象	取り決めにかかる児童を養育しているひとり親が公証役場や家庭裁判所に支払った費用
補助額	全額補助(上限4万円)
必要書類	①公証役場や家庭裁判所の領収書②公正証書などの書面 ③戸籍謄本などひとり親であることがわかる書類 (児童扶養手当を申請した人は③を省略できる場合があります)
申請期間	公正証書などの書面を作成した日から1年以内

## 裁判外紛争解決手続利用料補助金

問合せ

子どもを守る課  
800-7051

離婚後の養育費、面会交流等の取り決めにかかる裁判外紛争解決手続（ADR）を利用するのに支払った費用の一部を補助します。

対象	ADRを利用して取り決めにかかる合意書等を作成した親がADR事業者を支払った費用（申込料、1回目の調停期日にかかる費用）
補助額	全額補助（上限4万円）
必要書類	①ADR事業者の領収書②合意書などの書面
申請期間	合意書などの書面を作成した日から1年以内

## ひとり親家庭医療費の助成

問合せ

医療助成担当  
800-7108

ひとり親家庭の保護者及び子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成します。

対象	18歳に達した、最初の3月31日までの子どもとその父・母、または養育者 ※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。
申請に必要なもの	対象者全員の健康保険情報が分かるもの（資格確認書等。※マイナ保険証の場合、窓口でマイナポータルの健康保険情報画面を開き、申請書に転記してください。） その他、資格要件に該当する書類が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
自己負担額	1医療機関あたり、入通院各1日あたり、500円以内で、月2日を限度に自己負担額が必要です。※1か月に複数の医療機関を受診され、1人につき自己負担額の合計が2,500円を超えた場合は、申請により超過分を償還します。

## 通勤定期乗車券の割引

問合せ

子どもを守る課  
800-7051

児童扶養手当の受給世帯の方が、JR通勤定期乗車券を購入する場合、3割引きで購入できる「証明書」を交付します。※通勤定期の購入に限ります。（学割など他の割引制度との併用はできません。）

必要書類	①児童扶養手当証書 ②縦2.5cm×横2.0cmの6か月以内に撮影した顔写真1枚 （無帽、正面、上3分身、無背景のもの）
手続き	必要書類を揃えて、子どもを守る課で申請してください。「証明書」を交付します。

## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問合せ

こどもを守る課  
母子・父子自立支援員  
800-7058

ひとり親家庭の母・父、寡婦の方に修学資金等の貸付を行っています。

資金の種類	技能習得資金、生活資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金 就職支度資金、修業資金、修学資金、就学支度資金 等		
償還期間	3～20年以内	利子	無利子～年1%
償還方法	償還期間内に原則月賦で返還		
相談日時	月・火・木・金 9:30～17:00 (水曜日・祝日・年末年始を除く)		

## 母子家庭等 自立支援教育訓練給付金

問合せ

こどもを守る課  
母子・父子自立支援員  
800-7058

ひとり親家庭の母・父で、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講した方に、給付金を支給します。(※受講申込前に相談が必要)

支給額	指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。 (雇用保険受給無資格者) ①受講のために支払った費用の6割(上限160万円、下限12,001円) (雇用保険受給有資格者) ①に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額
相談日時	月・火・木・金 9:30～17:00 (水曜日・祝日・年末年始を除く)

※事前予約の上、お早めにご相談ください。

## 母子家庭等 高等職業訓練促進給付金

問合せ

こどもを守る課  
母子・父子自立支援員  
800-7058

ひとり親家庭の母・父で、次の資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する方へ給付金を支給します。

※学校入学申込(受験)前に相談が必要。事前予約の上、お早めにご相談ください。

対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、 歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等
支給額	①高等職業訓練促進給付金(月額) 市町村民税非課税世帯 10万円 (修学期間の最後の1年間のみ14万円) 課税世帯 7万500円 (修学期間の最後の1年間のみ11万500円) ②修了支援給付金 市町村民税非課税世帯 5万円 課税世帯 2万5000円
相談日時	月・火・木・金 9:30～17:00 (水曜日・祝日・年末年始を除く)

## ひとり親に関する相談

問合せ

子どもを守る課  
母子・父子自立支援員

800-7058

ひとり親家庭の方の子育てや生活等の相談に応じます。

相談日時	月・火・木・金 9:30~17:00 (水曜日・祝日・年末年始を除く)
相談料	無料 (通話料金は利用者負担)

## その他相談窓口

### 養育費・親子交流相談

問合せ

子どもを守る課

800-7051

養育費・親子交流などの相談に相談員(弁護士)が応じます。

相談日時	第1・3水曜日 (予約制:相談日の2週間前に電話予約)
相談場所	寝屋川市サービスゲート4階
相談料	無料

### 土日夜間電話相談

問合せ

大阪府子ども家庭局  
子育て支援課

072-923-4152

ひとり親家庭の電話による相談

相談日時	土・日曜日・祝日 10:00~17:00 および 18:00~23:00 平日 18:00~23:00 (年末年始を除く)
相談料	無料 (通話料金は利用者負担)

### 母子家庭等生活相談ダイヤル

問合せ

大阪府  
母子・父子福祉センター

06-6748-0263

電話による生活相談

相談日時	月~土曜日 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)
相談料	無料 (通話料金は利用者負担)

## 交通遺児激励金の支給

問合せ

市民生活担当

825-2204

対象	交通事故による親等の死亡後に、交通遺児(交通事故発生時に市内居住者であり、かつ現在も市内に居住する中学校3年生修了までの者)を養育している市内に居住する保護者
支給額	①一時金 交通遺児が1人の場合 20万円、2人以上の場合 40万円 ②交通遺児手当 交通遺児1人につき 月額5千円
請求期間	交通事故発生日から5年以内 ※申請のあった月分から支給